

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概要

令和2年中の不当労働行為事件の新規申立て件数は2件で、取扱件数は前年からの繰越し2件と合わせて4件である。そのうち1件が終結（関与和解）し、3件が翌年への繰越しとなった。

当委員会では、審査期間の目標を「1年3月以内」としている。令和2年中の終結事件の処理日数は、418日となっており、目標期間内で終結している。

(1) 不当労働行為事件の取扱件数 (単位：件)

区 分		年					
		28年	29年	30年	元年	2年	
係 属 事 件	前年からの繰越し	—	—	3(0)	1(0)	2(0)	
	新 規 申 立 て	4(3)	4(0)	1(0)	2(0)	2(1)	
	合 計	4(3)	4(0)	4(0)	3(0)	4(1)	
終 結 事 件	取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ	1		1		
		和 解	無関与	1			
			関 与	2	1	1	1
	命 令 ・ 決 定	全 部 救 済			1		
		一 部 救 済					
		棄 却					
		却 下				1	
	合 計		4	1	3	1	
	翌年への繰越し		0	3	1	2	3

(注)・() は合同労組からの申立てであり、内数である。

(2) 終結事件の平均処理日数

(単位：日)

区 分		年					
		28年	29年	30年	元年	2年	
取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ	77	—	443	—	—	
	和 解	無関与	184	—	—	—	—
		関 与	148	297	482	—	418
命 令 ・ 決 定	全 部 救 済	—	—	266	—	—	
	一 部 救 済	—	—	—	—	—	
	棄 却	—	—	—	—	—	
	却 下	—	—	—	361	—	
総 平 均		139	297	397	361	418	

2 不当労働行為事件一覧

事件番号	業種等	法7条該当号	救済申立内容	申立て 審査の実施状況 終結 処理日数	担当
元 (不) 1	業種：医療、福祉 従業員数：1,035人	2,3	1 広報誌の記事を加筆修正すること 2 経営再建プランを労使合意なく、一方的に職員に説明・流布しないこと	申立て 元. 10. 17 調査6 (5) 回 和解2 (2) 回 終結 2. 12. 7 4 1 8 日	公 船越 沼田 労 本原 小谷 海老原 使 渡部 熱田
元 (不) 2	業種：医療、福祉 従業員数：150人	2,3	1 団体交渉の実施 2 組合活動の報告を強要する等の支配介入を止めること 3 謝罪文の掲示 4 申立外組合への加入勧奨の禁止 5 申立外組合の組合員の団体交渉への同席禁止 6 申立人組合を誹謗中傷する文書の撤去及び掲出禁止	申立て 元. 11. 27 調査6 (6) 回 和解1 (1) 回	公 石井 金原 労 山崎 森 太田 使 金田 松村 熱田 天野
2 (不) 1	業種：医療、福祉 従業員数：10人	1,2	1 原職復帰及びバックペイ 2 団体交渉承諾	申立て 2. 4. 15 調査3 (3) 回	公 沼田 労 平野 小谷 使 渡部 天野
2 (不) 2	業種：公務 従業員数：1,579人	1,3	1 3回の配転命令の撤回 2 謝罪文の交付及び掲示	申立て 2. 11. 30 調査0 (0) 回	公 村上 労 山崎 海老原 使 熱田 酒寄

- (注) ・ 業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し、記載した。
 ・ 従業員数は申立て時点における概数である。
 ・ 審査の実施状況の欄中、調査△(□)回は、申立てからの通算実施回数を△回、元年中の実施回数を(□)回と表示している。
 ・ 処理日数は、申立てから終結までの通算日数である。